

(3) 温室効果ガスの吸収源対策

ア 現状と課題

県土面積の約64%を占める森林は、木材等の林産物を供給するほか、地球温暖化の防止、水源のかん養、山地災害の防止、生物多様性の保全、景観の保全等の公益的機能の発揮を通じ、県民の豊かな生活環境を保全するなど重要な役割を果たしています。

このようなことから、森林の多面的機能の発揮を確保し、将来にわたって県民がその恩恵を享受するためには、間伐の実施などによる森林の適正な整備・保全や県産材の利用を進める必要があります。

イ 対策・施策の方向性

それぞれの森林が発揮することを期待されている機能に応じて、地域特性や森林資源の状況などを踏まえた適切な森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的な機能の高度発揮に努めます。

また、森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させるため、様々な形での県民の森林づくり活動への参画を促進します。

炭素を固定している木材を住宅等に利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって維持することから、県産材の利用を推進します。

ウ 取り組む施策

(ア) 森林整備・保全の推進

- スギ・ヒノキ人工林については、計画的な間伐を推進するとともに、伐採後の再造林対策の強化、立地条件等を踏まえた広葉樹林等への誘導、優良苗木の安定供給体制づくり等の各種施策を総合的に進め、地球温暖化防止に貢献する森林の整備・保全を推進します。
- 地域特性を活かした森林づくりを進め、森林環境の保全を図るとともに、県民が森林にふれあう機会の提供や森林環境教育の実施などにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- 治山施設の計画的な整備、重要な松林における松くい虫被害対策、野生鳥獣による林業被害の防止対策などを推進します。
- 二酸化炭素吸収量等の認証などにより、企業等による森林整備を推進します。

(イ) 県産材の利用拡大・供給体制の強化

- 「かごしま木の家」づくりや非住宅建築物等の木造化・木質化、東アジア等への輸出拡大や木質バイオマス利用など、県産材の利用拡大を図るとともに、新たな需要に向けた取組を促進します。
- 原木の安定的な供給体制を整備するとともに、木材の加工・流通施設の整備などにより、木材産業の競争力強化を図ります。

(ウ) 都市緑化等の推進

- 都市公園の整備や道路、港湾、公共施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等を推進します。

(エ) 藻場の維持・保全の推進

- 藻場造成技術開発に取り組み、地球温暖化防止等に貢献する藻場の維持・保全活動の取組を促進します。

「かごしま木の家」

「かごしま木の家」とは、「かごしま緑の工務店」が「かごしま材」を10㎡以上使用し、県内に住宅用として建築する木造の新築又は増改築の住宅をいいます。

鹿児島島の気候や風土にあった木材を使い、かごしま材をよく知る地域の工務店や製材所が連携して家をつくることで安心・安全な家づくりができます。

また、かごしま材を利用することで林業を活性化させ、地域環境保全・維持にもつながります。そして、地元関係業者が多く関わることから、地域活性化にも貢献しています。

◎「かごしま緑の工務店」とは

「かごしま材」を積極的に使用し家づくりに取り組む大工、工務店等を「かごしま緑の工務店」として県が登録し、環境にやさしい「かごしま木の家」の普及と地域の木材の利用拡大を図っています。

◎「かごしま材」とは

県内の森林から伐採された素材（原木）を、県内の製材所等において加工した製品です。

◎「かごしま木の家」に対する優遇制度

森林炭素マイレージ交付金制度

一部の市町村では、CO₂固定量認証を受けた者が、地球温暖化防止に資するもの（木製品・LED照明など）を購入した場合、CO₂の認証量に応じて交付されます。

「かごしま木の家」金利優遇制度

「かごしま木の家」を新築・購入すると、住宅ローンの金利が優遇される制度です。金融機関と県が連携して、「かごしま木の家」づくりをバックアップします。



資料 鹿児島県 HP 「かごしま木の家」づくり事例集

(4) 部門・分野横断的対策等

① 部門・分野横断的対策

ア 現状と課題

温室効果ガス排出量を削減するためには、県民や事業者、行政が連携・協力した取組が必要です。

また、本県は、豊富な温泉や森林資源、広大な海域、長い海岸線などの自然条件をはじめ、畜産業などの農林水産業が盛んであり、多様で豊かな再生可能エネルギー資源が存在しています。

さらに、現在、グローバルに展開している企業を中心に、脱炭素経営に向けた企業の取組が急速に広がっています。この流れを受けて、自らの事業活動に伴う排出だけではなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めた排出量を削減する動きや、金融機関の融資先の選定基準に地球温暖化への取組状況が加わるケースが増えています。

イ 対策・施策の方向性

地球温暖化などの地球環境問題に適切に対応し、かけがえのない地球環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、地球環境を守るかごしま県民運動を推進します。

本県の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。

エネルギーとして利用する際に二酸化炭素を排出せず、脱炭素化に寄与する水素の利活用を推進します。

県内企業における脱炭素経済社会への対応を促進します。

ウ 取り組む施策

(ア) 地球環境を守るかごしま県民運動の推進

- 県民や事業者、行政が連携・協力して、地球環境保全のための具体的な実践活動に自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。
- 地球環境を守るかごしま県民運動推進員による、地域や企業・団体等に対する環境問題の現状や環境保全の取組の重要性に関する普及啓発等を推進します。

(イ) カーボン・オフセット制度の普及促進

- 事業者等が自ら削減できない二酸化炭素の排出量について、他者が実現した吸収量の購入により埋め合わせをする「かごしまエコファンド（鹿児島県版カーボン・オフセット）制度」の普及を促進します。

地球環境を守るかごしま県民運動

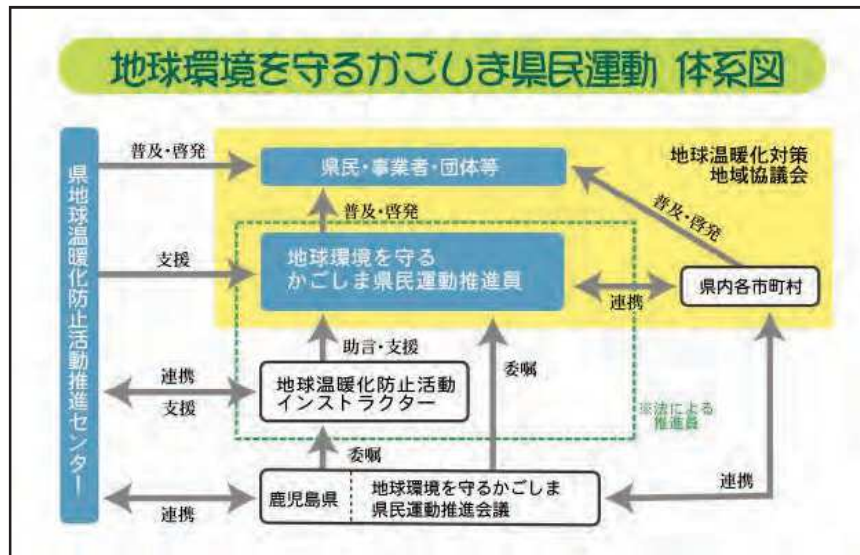
私たちの日常生活や通常の事業活動において、電気や燃料の消費、自動車の使用、ごみの排出など身近なところから、地球環境の保全のための具体的な実践活動に取り組み、かけがえない地球環境を守り育て、次の世代に引き継ぐことを目的としています。

【推進母体】

事業者団体、民間団体、行政など約 160 の団体で構成する「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」

【運動の内容】

1. 毎月5日をエコライフデーとし、毎月のテーマに合わせて、省エネルギー・省資源やエコドライブなど環境保全活動に取り組みます。
2. 毎年1回、県民運動推進大会を開催します。
《県民運動について、みんなで確認し合い、更なる飛躍の場とします。》
3. 県民運動を広く知ってもらうとともに、実践活動への取組を促すため、広報活動を実施します。



(ウ) 地域の特性を生かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進

- 本県の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域との共生を図りながら、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 地域の資源を地域で利用する「エネルギーの地産地消」を促進することにより、雇用の拡大や地域の活性化を目指します。
- 特に、離島において、蓄電池を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの自給率の向上、非常時のエネルギー確保及び雇用創出による地域活性化を図ります。

- 世界自然遺産の屋久島において、石油類を燃料とすることなく、二酸化炭素の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「屋久島 CO2 フリーの島づくり」を推進します。

(エ) 水素利活用の推進

- 様々な機会を通して広く情報の提供等を行い、水素エネルギーに対する県民の理解を促進します。
- 定置用燃料電池（エネファーム等）の導入を促進します。
- 再生可能エネルギーの余剰電力等を活用した水素製造施設の整備等を促進します。

(オ) 環境マネジメントシステムの普及促進

- 事業者が、経営上の環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進めていくための体制・手続等の仕組みである「環境マネジメントシステム」の導入を促進します。
特に、中小規模事業者においては、ISO14001 より比較的導入しやすいエコアクション 21 や KES・環境マネジメントシステム・スタンダード等の導入を促進します。

(カ) 飼料自給率の向上

- 草地や飼料畑等の飼料生産基盤の確立、水田を活用した飼料用稲等の生産・利用拡大、コントラクター等飼料生産支援組織の育成による飼料生産の外部化を推進します。

(キ) 県内企業における脱炭素経済社会への対応の促進

- 具体的な取組に関する情報提供を行うことを含め、県内企業の脱炭素経営に向けた意識啓発を行います。
- 県内企業の環境・新エネルギー分野における新規参入や新技術・新製品の開発を促進します。

② 脱炭素型ライフスタイルへの転換

ア 現状と課題

2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民の行動変容、ライフスタイル変革を強力に押し進めていくためには、脱炭素につながる豊かな暮らしについて、例えば、サステナブルファッションや、快適で健康な暮らしにもつながる住宅の断熱リフォーム、テレワーク、地産地消等、具体的な製品やサービスをまずは知ってもらい、さらに、体験・体感といった共感につながる機会や場を提供することが必要不可欠です。

そのためには、学校や家庭における体験が重要であり、学校や企業、行政等が一体となって情報を共有し、発信していく必要があります。

イ 対策・施策の方向性

家庭でのエネルギー使用等に関し、効果的・実践的な普及啓発等を通じ、低炭素型の製品やサービスの選択につなげるなど、県民のライフスタイルの脱炭素化を図ります。

環境教育・環境学習の機会の提供や情報提供に取り組み、地球温暖化防止活動の普及に努めます。

ウ 取り組む施策

(ア) 地球温暖化対策に関する県民一人ひとりの理解と行動変容の促進

- 地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について情報提供することにより、地球温暖化に対する県民の意識変革と危機意識浸透を促進します。
- 家庭における、再生可能エネルギーを電源とした電力契約への切替えを促進します。
- 再生可能エネルギー電力と電気自動車等を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」の普及を促進します。
- テレワークや各種オンラインサービスの活用、宅配便の受取方法の多様化などを促進します。
- サステナブルファッション（衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組）への切替え、多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズを促進します。

- 県民の県産農林水産物活用促進に向けた取組など、生産や輸送に伴う温室効果ガスの排出削減への寄与が期待される地産地消を推進します。
- 家庭における、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」などの食品廃棄物の削減を促進します。

(イ) 環境教育・環境学習の促進

- 環境学習指導に係る有資格者等の情報を整備し、県のホームページ上で県民に公開する「環境学習指導者人材バンク」により、県民自ら、身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習を促進します。
- 家庭や身近な地域社会での体験や活動、環境教育・環境学習施設等の活用により、家庭・地域社会における環境教育等を促進します。
- 学校における教育活動全体を通して、環境保全活動及びESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ります。
- 省エネルギーや再生可能エネルギー、気候変動などについて学習できる教育旅行プログラムの作成を促進します。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、国が提唱した新しい国民運動のことで

す。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

◎内容

1. テレワーク等の働き方、暮らし方での後押し
2. 豊かな暮らしを支える製品・サービスで後押し
3. インセンティブや情報発信を通じた行動変容の後押し
4. 地域独自の暮らし方での後押し



資料 環境省 HP 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

③ 県の率優先的取組と市町村等との連携

ア 現状と課題

地球温暖化対策は、各主体が自主的かつ積極的に取り組むことが不可欠であることから、県民や事業者の取組を促すためにも県自らが率先行動を示すこととしています。

また、2021（令和3）年の地球温暖化対策推進法の改正に伴い、中核市である鹿児島市以外の市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が努力義務とされたことから、計画策定等に係る人的、技術的な資源に限られる市町村に対して、取組を支援すること等が重要です。

イ 対策・施策の方向性

県は、自らの事務及び事業に関し率先して地球温暖化対策を実施するとともに、国、市町村、金融機関や電力会社を含む事業者、民間団体、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民、事業者、行政が力を合わせて、一体となって地球温暖化対策を積極的に推進します。

ウ 取り組む施策

（ア）県の率優先的取組

- 県庁環境保全率優先実行計画に基づき、県自らの事務事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施します。
- 県有施設における再生可能エネルギー・蓄電池の導入や新築建築物の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い照明等への更新を推進します。
- 環境への負荷を減らすグリーン購入を推進します。

（イ）国や市町村との連携

- 地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を講じられるよう、国に対して財政支援措置の充実等を要望します。また、国の助成制度等について、県内の対象者による活用を促進します。
- 市町村における、地方公共団体実行計画の策定をはじめとする地球温暖化対策を促進します。

（ウ）民間企業・団体との連携

- 事業所における省エネルギー機器・再生可能エネルギーの導入の取組や温室効果ガス排出削減に向けた研究開発等を、金融機関と連携した融資制度により支援します。

- エネルギー供給事業者やエネルギー消費機器メーカー，NPO 等と連携して，県民や事業者に対する省エネルギー等の普及啓発を推進します。
- 事業所や家庭におけるエネルギー消費状況を分析し，省エネルギーの方策を助言・提案できる人材の育成を推進します。

(エ) 県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

- 地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定する県地球温暖化防止活動推進センターと連携し，事業者や県民に対する地球温暖化対策に関する普及啓発や助言，情報提供等を推進します。

3 施策の実施に関する目標

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

2030 年度において、再生可能エネルギーの導入量の増加を目指します。

表 5-1 2030 年度再生可能エネルギー導入目標

区分		2030 年度 目標	2021(令和 3)年度 実績(参考)
発 電	太陽光発電	2,980,000 kW	2,307,721 kW
	風力発電	715,000 kW	270,998 kW
	水力発電	292,000 kW	264,526 kW
	地熱発電	71,000 kW	66,920 kW
	バイオマス発電	149,000 kW	143,275 kW
熱 利 用	太陽熱利用	52,000 kL	44,172 kL
	バイオマス熱利用	149,000 kL	122,470 kL
	地中熱	460 kL	291 kL
	温泉熱	導入事例を増やす	—
バイオマス燃料製造		190 kL	94 kL

(2) 事業者・県民による温室効果ガス排出削減活動の促進

本県のエネルギー起源二酸化炭素排出量に占める割合が高い運輸部門からの排出量を削減するため、新車登録台数に占める電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車の割合の増加を目指します。

2020(令和 2)年度 0.3% → 2030 年度 20%

(3) 地域環境の整備・改善

温室効果ガス吸収源として地球温暖化防止に貢献する森林を整備・保全するため、再造林面積の増加を目指します。

2017(平成 29)年度 512ha → 2028 年度 1,200ha

(4) 循環型社会の形成

環境への負荷を低減する循環型社会を形成するため、一般廃棄物の排出量の減少及びリサイクル率の向上を目指します。

・一般廃棄物の排出量

2020(令和 2)年度 544 千トン → 2030 年度 437 千トン

・一般廃棄物のリサイクル率

2020(令和 2)年度 16.0% → 2030 年度 27.7%